別表十一(一)の記載要領第１号中「規定する特定同族会社」の次に「(第５号及び第６号において「特定同族会社」という。)」を加え、同第11号を次のように改める。

2　「留保所得金額（別表四「48の②」）(9)」及び「当期留保金額(9)＋(10)－(11)－(15)＋(16)－(17)－(18) (19)」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　別表四「17」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を「留保所得金額（別表四「48の②」）(9)」の欄の上段に内書として記載すること。この場合には、「当期留保金額(9)＋(10)－(11)－(15)＋(16)－(17)－(18) (19)」の欄の記載に当たつては、その内書きした金額を「(9)」から減算して計算すること。

(2)　別表十(六)「12」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を「留保所得金額（別表四「48の②」）(9)」に含めて記載すること。

別表十一(一)の記載要領第11号を削り、同第四号中「「当期末配当等の額　(11)」」を「「当期末配当等の額（連結法人間配当等の額を除く。）　(11)」」に改め、同号を同第11号とし、同第五号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成27年旧措置法」という。）第42条の４第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、同号②中「「住民税額((19)又は(20))×(16.3％又は10.4％)　(21)」」を「「住民税額((22)又は(23))×(16.3％又は10.4％)　(24)」」に、「「(19)又は(20)」」を「「(22)又は(23)」」に改め、同号③中「、平成27年旧措置法第42条の４第11項の規定の適用がある場合には平成27年旧措置法第68条の９第１項から第３項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（平成27年旧措置法第68条の９の２第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に係る部分の金額を」を削り、同号を同第四号とし、同号の次に次の１号を加える。

5　「連結法人間配当等の当期支払額　(16)」の欄は、その支払に係る基準日（その定めがない場合には、その支払に係る効力が生ずる日。次号において同じ。）に特定同族会社との間に連結完全支配関係がある他の内国法人に当該事業年度に支払う令第139条の８第１項（留保金額から控除する金額等）に規定する配当等の額（適格現物分配に係るものを含む。）を記載すること。

別表十一(一)の記載要領第七号中「「住民税額((19)又は(20))×(16.3％又は10.4％)　(21)」」を「「住民税額((22)又は(23))×(16.3％又は10.4％)　(24)」」に、「「調整地方税額に係る控除額｛(21)＋((別表一「12」＋「41」)×(16.3％又は10.4％))｝×20％　(23)」」を「「調整地方税額に係る控除額｛(24)＋((別表一「12」＋「41」)×(16.3％又は10.4％))｝×20％　(26)」」に改め、同号を同第八号とし、同第六号中「「住民税額((19)又は(20))×(16.3％又は10.4％)　(21)」」を「「住民税額((22)又は(23))×(16.3％又は10.4％)　(24)」」に改め、「(平成31年４月１日前に開始した事業年度にあつては、所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第８項第６号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者)」を削り、「「(19)又は」」を「「(22)又は」」に、「「又は(20)」」を「「又は(23)」」に改め、同号を同第七号とし、同号の前に次の１号を加える。

6　「連結法人間配当等の当期受取額　(17)」の欄は、その支払に係る基準日に特定同族会社との間に連結完全支配関係がある他の内国法人から当該事業年度に受け取る令第139条の８第１項に規定する配当等の額を記載すること。

別表十一(一)の記載要領に次の１号を加える。

9　「特定寄附金の額の合計額に係る控除額（特定寄附金の額の合計額）×(20％又は40％)　(25)」の欄は、令和２年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「20％又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は40％」を消すこと。

別表十一(一)付表を次のように改める。